

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 告示 地方労働委員会委員の候補者の推薦方につ
いて
県営住宅の家賃
土地改良事業計画の縦覧
ブルセラ病検査等の実施
土地の公用廃止
- ◇ 選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際の収
支に関する報告書要旨
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇ 公告 准看護婦試験の合格者

告示

鳥取県告示第三百九十七号

鳥取県地方労働委員会の次期委員を任命したいので、労働組合及び使用者団体はそれぞれ労働者委員及び使用者

委員の候補者を次の手続により推薦されるよう労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条の規定により請求する。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 推薦する者の資格
鳥取県地方労働委員会労使委員候補者推薦要領

(1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し労働組合法の規定に適合する労働組合
(2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し主として労働問題に関することをその業務とする使用者

二 推薦される者の資格

特別の制限はないが委員に任命されるについて国家公務員法、地方公務員法、国会法等の兼職の制限又は禁止規定等及び労働組合法第十九条第八項の欠

格規定の制限を受ける。

三 労働組合の立証手続

この推薦手続きに参与する組合は労働組合法第五条第一項の規定によつて鳥取県地方労働委員会に証拠を提出して法の規定に適合する旨の立証を必要とするから次の書類を同委員会に直接提出するか又は推薦書に添付する。

(イ) 労働組合資格審査申請書

(ロ) 組合規約、労働協約、その他立証に必要と思われる資料、但しかつて一年以内に立証したことのあるものは、その決定書の写とその後異動のない旨の組合責任者の証明書を添付し現在立証のため労働委員会に手続中のものはその旨連絡のこと。

四 推薦することが出来る候補者の数

別段制限はないがおおむね一〇名程度

五 推薦期限

昭和三十年九月十二日まで

六 推薦方法

別紙様式よによる推薦書に必要事項を記入し最寄りの労政事務所を経由して鳥取県民生労働部労政課に提出すること。

(推薦様式)

年 月 日

所在地

使用者団体又は労働組合の名称

鳥取県知事

殿

推薦書

労働組合法施行令第二十一条の規定により鳥取県地方労働委員会の使用者(労働者)委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	経歴	備考
		(使用者) 所属会社、事業 (労働者) 所属職場名 及び地位		

註、経歴は学歴、職歴、組合歴等詳細記入のこと。

鳥取県告示第三百九十八号

倉吉市に設置した鳥取県管住宅の家賃を次のように定める。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

月額 二千二百円

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により、東伯郡三朝町大字穴鴨河中礼市外十四人の者から、穴鴨土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十年八月二十四日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

東伯郡三朝町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百号

次のようにブルセラ病検査、結核病検査、炭そ予防注射並びに肝蛭症の検査、及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により、牛馬の所有者に対して検査、予防注射、駆除を命ずる。

昭和三十年八月二十三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 プルセラ病、結核病、炭そ及び肝蛭症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、馬、但し生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法
プルセラ病検査—プルセラ急速凝集反応
結核病検査—ツベルクリン皮内注射反応
炭そ予防注射—炭そ第二予防液皮内注射
肝蛭症検査—小野氏式皮内注射反応、渡辺氏式虫卵検査
肝蛭駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与

プルセラ病検査、結核病検査及び炭そ予防注射

別表

検査月	検査日	実施区域	実施場所
九月六日	九月九日	西伯郡逢坂村	逢坂検診所
" 七日	" 十日	名和町(旧光徳村)	光徳"
" 十二日	" 十五日	"	光徳桑山開拓農協
" 十三日	" 十六日	"	名和検診所
" 十四日	" 十七日	(旧庄内村)	庄内"
" 十九日	" 二十二日	大山村	大山佐摩"

炭そ予防注射

" 二十日	" 二十三日	"	大山香取開拓農協
" 二十六日	" 二十九日	所子村	所子検診所
" 二十七日	" 三十日	"	"
" 二十八日	十月一日	高麗村	高麗"
十月三日	" 六日	淀江町	淀江"
" 四日	" 七日	宇田川村	宇田川"

実施期日	実施区域	実施場所
九月六日	気高郡気高町(旧宝木村)	気高町上光、奥沢見、宝木
" 七日	" (旧瑞穂村)	" 日光、坂本
" 八日	鹿野町(旧勝谷村)	鹿野町宮方
" 九日	" (旧鹿野町)	" 鹿野
" 十日	気高町(旧浜村町)	気高町浜村
" 十二日	鹿野町(旧小鷺河村)	鹿野町河内 鷺峯
" 十三日	気高町(旧逢坂村)	気高町山宮

肝蛭症検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十九 三十日	日野郡黒坂町	同上
九月一日	伯南町(旧日野上村)	"
" 二日	(旧山上村)	"
" 六日	多里村	"
" 七日	高宮村(旧大宮村)	"
" 八日	(旧阿毘縁村)	"
" 九日	石見村	"
" 十日	福栄村	"

鳥取県告示第四百一號

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 気高郡青谷町大字青谷字橋詰四、三一、二番一、二地先
- 十九坪九合五勺

(関係図面は県土木部管理課に保管)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定により、次の団体より解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書

一 種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書

二 期間 昭和三十年七月一日から

昭和三十年七月二十八日まで

三 報告書の要旨

鳥取県退職公務員連盟	団体名	寄附及び収入の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額		
1		1		1		1		1		1		昭和三十 八、四

四 主たる寄附者及び支出

- (一) 寄附者 該当なし
- (二) 支出 該当なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

- 一 日時 昭和三十年八月二十五日午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議題 教職員の給与について

公 告

昭和三十年八月施行の准看護婦試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

准看護婦

小林しのぶ	阿賀美年子	小田	光江
稻沢美咲子	木村悦子	中村	恭子
小林綾子	青戸次枝	湯原	玲子
遠藤弘子	加藤信子	池平	泰子
西原洋子	太田小百合	奥田	恭子
和嶋操子	国岡美喜枝	山田	千歳
藤森平子	宮本君子	森本	光子